

新型コロナウイルス関連情報（6月25日現在）

1 喫連邦保健省によれば、25日（木）15時現在、新たにオーストリア国内で30名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び5名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は17,400名（内死亡数：698名，治癒数：16,320名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：3,723名（+6）（内死亡194名，治癒3,330名）
- ・チロル州：3,545名（+0）（内死亡108名，治癒3,444名）
- ・ニーダーエーステライヒ州：2,972名（+7）（内死亡102名，治癒2,783名）
- ・オーバーエーステライヒ州：2,370名（+8）（内死亡61名，治癒2,263名）
- ・シュタイアーマルク州：1,857名（+4）（内死亡152名，治癒1,676名）
- ・ザルツブルク州：1,247名（+2）（内死亡38名，治癒1,201名）
- ・フォアアールベルク州：908名（+0）（内死亡19名，治癒889名）
- ・ケルンテン州：429名（+3）（内死亡13名，治癒402名）
- ・ブルゲンラント州：349名（+0）（内死亡11名，治癒332名）

（当館注：ウィーン市で3名，ニーダーエーステライヒ州，シュタイアーマルク州で各1名の死亡数が新たに計上され，合計698名となりました。）

2 24日，クルツ首相はコーグラ副首相，アンショバー保健相及びケスティンガー観光相と共同で記者会見を開き，7月以降の追加的規制緩和措置について発表を行いました。発表内容の概要は以下のとおりです。

（1）クルツ首相及びケスティンガー観光相は飲食店の営業規制の7月1日からの緩和につき以下のとおり発表。

ア 飲食店における接客従業員のマスク着用義務を撤廃。以降、マスク着用は推奨されるものの義務とはならない。

イ 家族の祝い事や結婚祝い等を念頭に、飲食店における100名までの行事に際して営業時間規制を撤廃。

ウ 飲食店の営業開始可能時間をこれまでの6時から5時とする。

(2) コーグラー副首相（芸術・文化・公共サービス・スポーツ相）は、スポーツ及び行事に関する規制緩和につき以下のとおり発表。

ア 7月1日から、スポーツにおける最低距離維持義務を撤廃。ただし、感染経路追跡のための参加者リストの携行や、感染防止のための行動規範・衛生措置の遵守が必要となる。7月1日からは、野外と屋内のスポーツに同じ規制が適用される。

イ 9月1日から、観客を伴うスポーツ・文化・芸術分野を含む行事の人数制限につき屋内行事では5,000名、野外では10,000名を上限とする。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：新型コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html